

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年8月30日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第168号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「2,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成28年度診療報酬改定に伴い、軽症患者のかかりつけ医受診を推進し、医療機関の機能分化や病院勤務医等の負担軽減を図り、医療機関の本来の機能を果たすことを目的とし、本条例の所要の改正をしようとするものである。